



新型コロナウイルス感染症対応資金	
融資 (県)	制度概要
	徳島県中小企業向け融資制度における当初3年間実質無利子・無担保・据置5年、信用保証の保証料もゼロの融資制度です。また、既往の保証付き融資が、当資金に借換え可能です。
	融資条件
	新型コロナウイルス感染症の影響で売上等が減少し、セーフティネット保証4号・5号、危機関連保証のいずれかの認定を受けた方
	締切
令和2年12月31日迄に申込先の取扱金融機関・徳島県信用保証協会への保証申込受付までが必要	
お問い合わせ先	徳島県企業支援課 088-621-2318

徳島県新型コロナ対応！企業応援給付金	
給付金 (県)	支給対象者
	以下の(1)から(3)までの すべて の要件を備えている事業者 (1)※令和2年2月1日から12月31日までに、徳島県中小企業向け融資制度「セーフティネット資金」又は「新型コロナウイルス感染症対応資金」(以下、「徳島県セーフティネット資金等」という。)による保証申込が徳島県信用保証協会を受付されており、かつ申請時に融資を受けている者であること。 (2) 申請日において、令和2年2月以降の売上高等の状況が、以下の①から③までの いずれか に該当する者であること。 ①最近1か月の売上高等が、前年同月比で50%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が、前年同期比で50%以上減少することが見込まれること。 ②最近2か月の売上高等が、前年同期比で50%以上減少しており、かつ、その後1か月を含む3か月間の売上高等が、前年同期比で50%以上減少することが見込まれること。 ③連続した3か月間の売上高等が、前年同期比で50%以上減少していること。 ※前年同期との比較が困難である事業者の方は、個別にご相談ください。 (3)概ね雇用が維持されていること。
	支給額
	徳島県セーフティネット資金等で融資を受けた金額の10% (上限100万円)
	締切
	令和3年1月29日(金)まで
お問い合わせ先	徳島県商工政策課 088-621-2322

持続化給付金	
給付金 (国)	給付対象の主な要件
	1. 新型コロナウイルス感染症の影響により、ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少している事業者 2. 2019年以前から事業による事業収入(売上)を得ており、今後も事業を継続する意思がある事業者 3. 法人の場合は、 ①資本金の額又は出資の総額が10億円未満、又は、 ②上記の定めがない場合、常時使用する従業員の数が2000人以下 である事業者 ※2019年に創業した方や売上が一定期間に偏在している方などには特例があります ※一度給付を受けた方は、再度給付申請することができません
	給付額
	中小法人等は200万円、個人事業主は100万円 ※ただし、昨年1年間の売上からの減少分を上限とします。
	締切
	令和3年1月15日(金)まで
お問い合わせ先	経済産業省持続化給付金コールセンター 0120-115-570 (8/31迄に申請) 0120-279-272 (9/1以降に申請)

家賃支援給付金	
家賃支援 (国)	支給対象【①②③すべてを満たす事業者】
	①資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者 ②令和2年5月～12月の売上高について、1ヶ月で前年同月比50%以上減少または連続する3ヶ月の合計で前年同期比30%以上減少 ③自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い
	給付額
	法人に最大600万円、個人事業主に最大300万円を一括支給。
	締切
	令和3年1月15日(金)まで
お問い合わせ先	中小企業庁家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930

詳しくは、徳島県のホームページ
「徳島県新型コロナウイルス対策ポータルサイト」
 新型コロナウイルス感染症に関する支援情報
 事業者向けをご覧ください。